

「ホワイト物流」推進運動の 建設資材分野における 進め方について

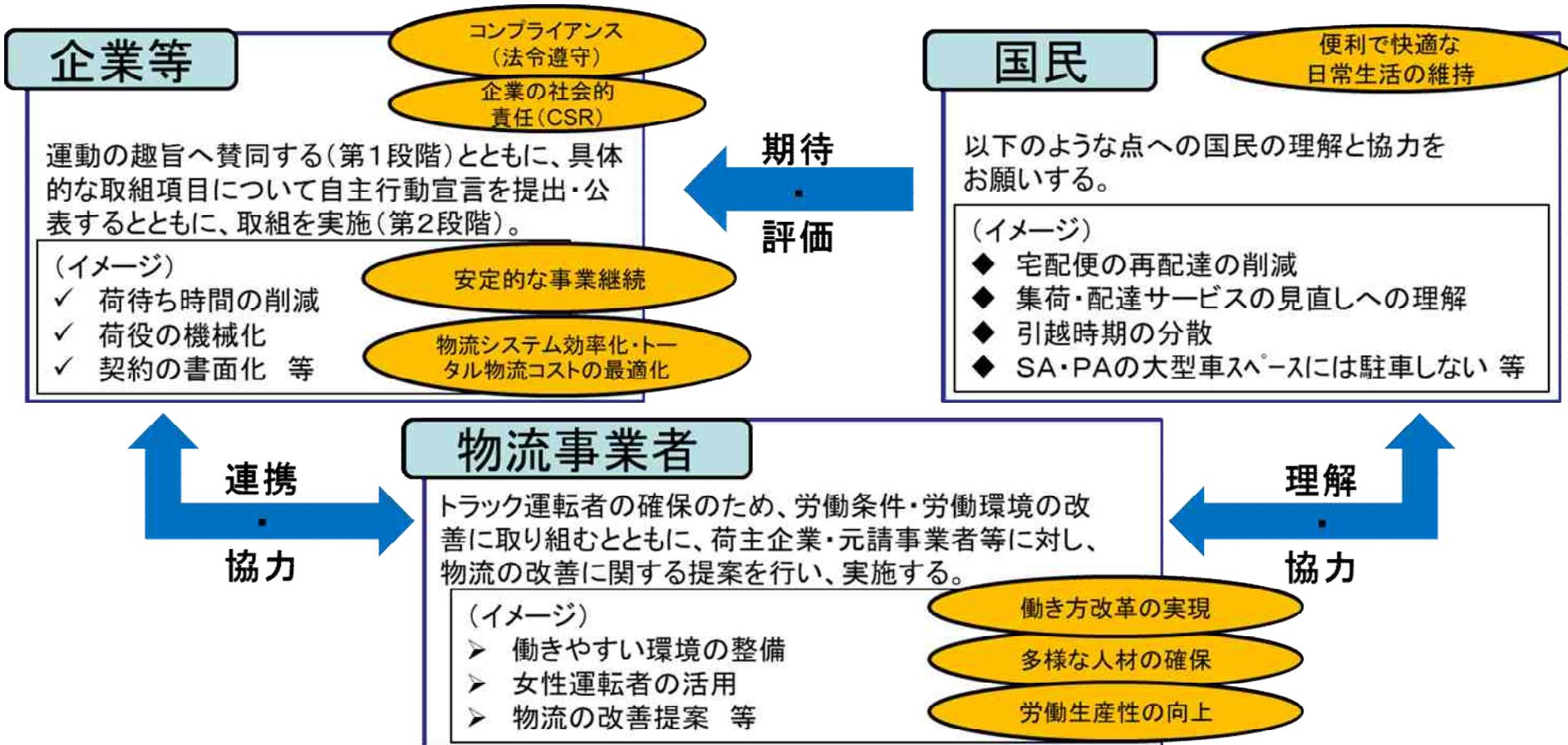
(特にご意見を頂きたい点)

「ホワイト物流」推進運動を建設資材分野において進める上で、

- ①関係者の動機付けのためには、どのような説明が効果的か？
- ②どのようなルートで関係者に呼び掛けていくことが効果的か？
- ③どのような機会や情報を関係者に提供すると効果的か？
- ④その他、「ホワイト物流」推進運動を建設資材分野で広げていくために有効と考えられる取組はあるか？

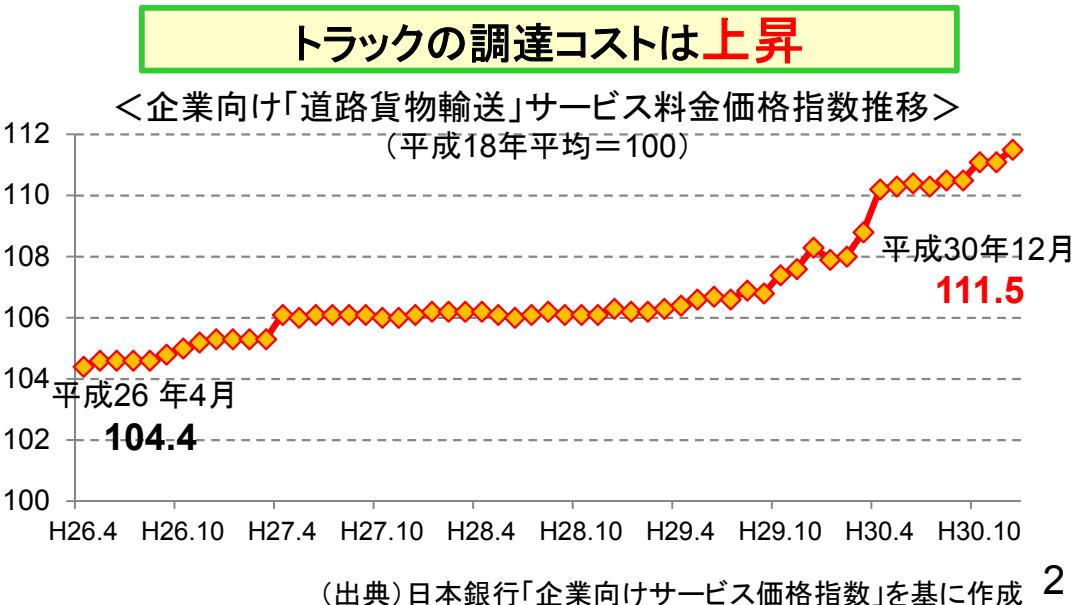
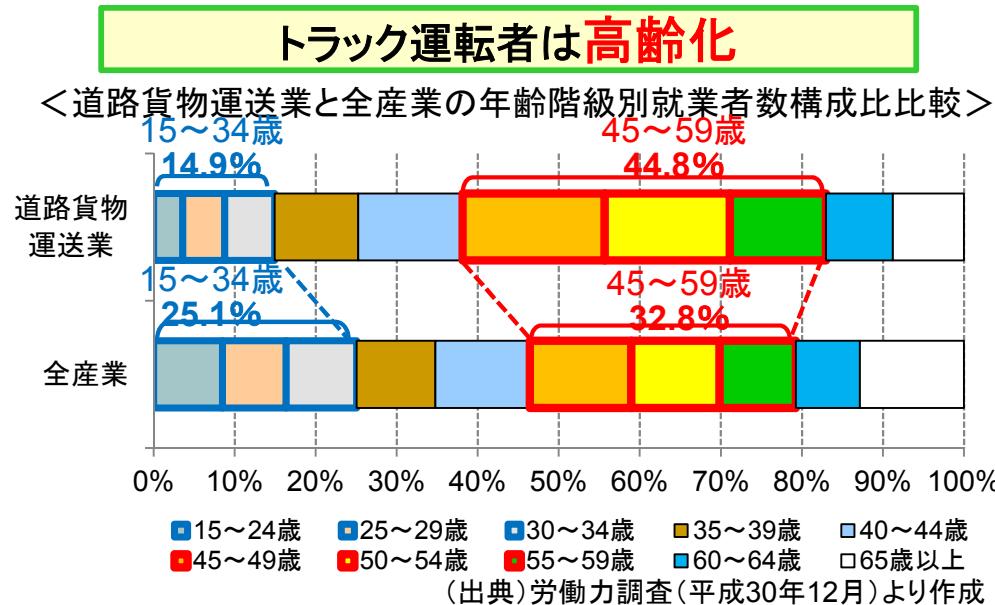
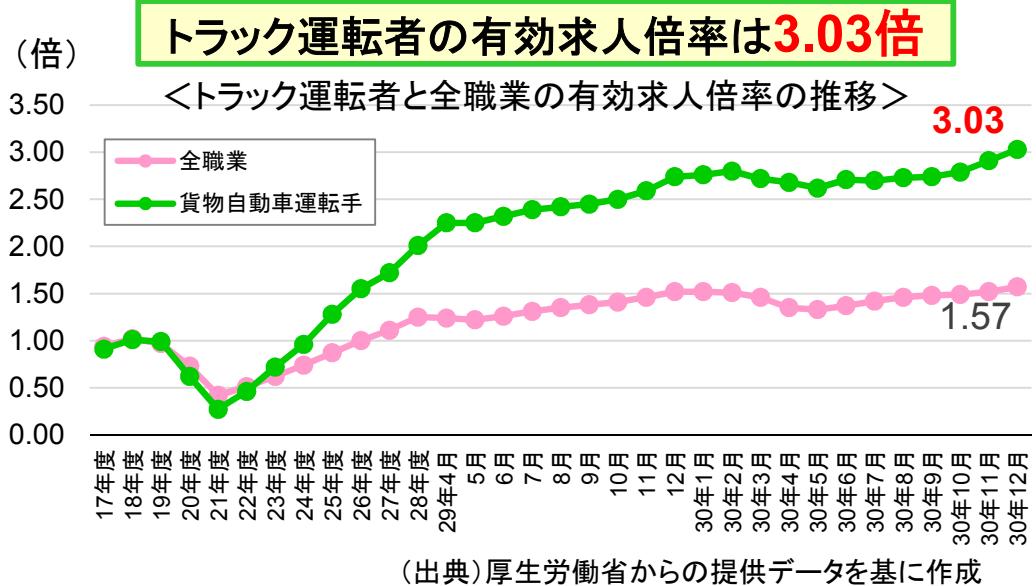
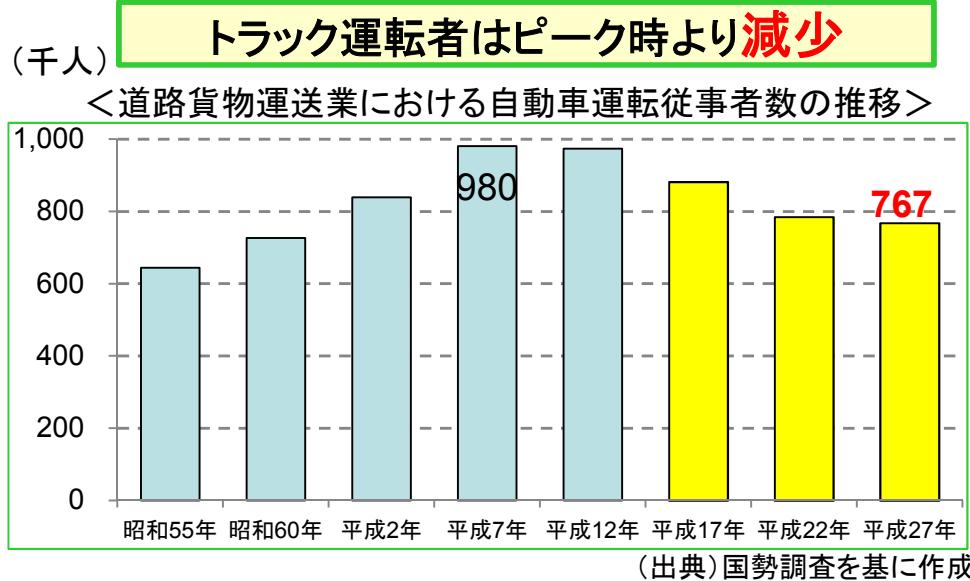
「ホワイト物流」推進運動とは？

- ◆ 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、
**① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現**
に取り組む運動です。
- ◆ 物流の改善に向けては、**荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。**



「ホワイト物流」推進運動の背景①

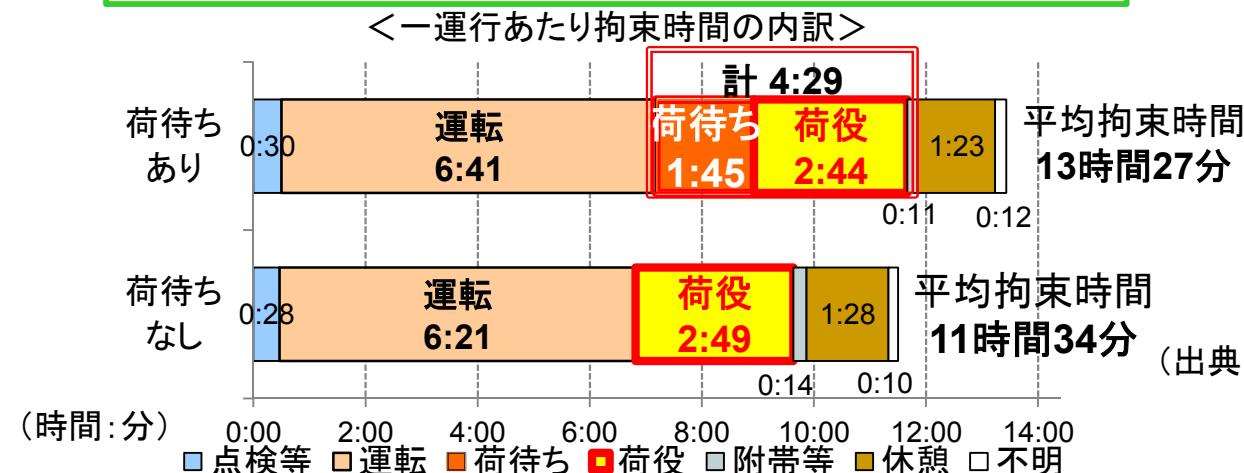
トラック運転者不足が深刻化し、トラックの調達が難しくなっています。このため国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するための取組が極めて重要となっています。



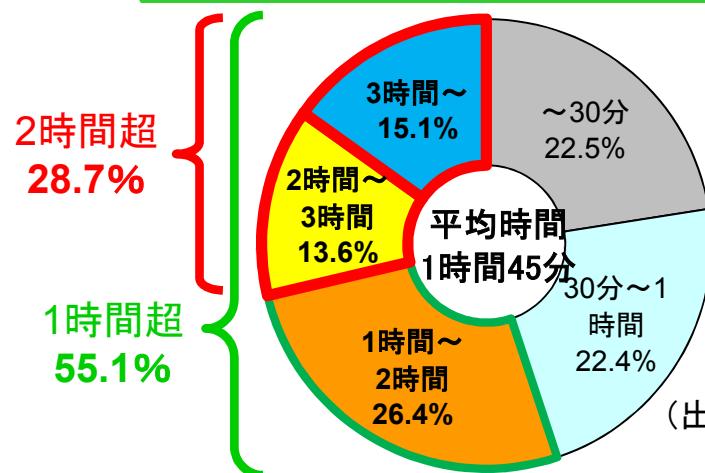
「ホワイト物流」推進運動の背景②

運転者不足が深刻な中で、長時間労働の是正等の働き方改革を進めつつ、物流を維持していくためには、①トラック輸送の生産性向上・物流の効率化や、②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現が必要です。

荷待ちや荷役がトラック運転者の長時間労働の一因



荷待ちの平均時間は1時間45分



手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分
(1ケース7～10kg程度)のダンボールを
手積み・手降ししている事例

「ホワイト物流」推進運動の背景③

平成30年8月30日 認定

実施事業者

日本マクドナルド(株)、HAVIサプライチェーン・ソリューションズ・ジャパン(同)、(株)富士エコー

事業内容

DC(配送拠点)から店舗への原材料の配送について、納品時間帯の分散等による配送回数の平準化、配送休日の設定、納品方法の変更等による物流効率化および労働環境向上の取り組み(働き方改革)

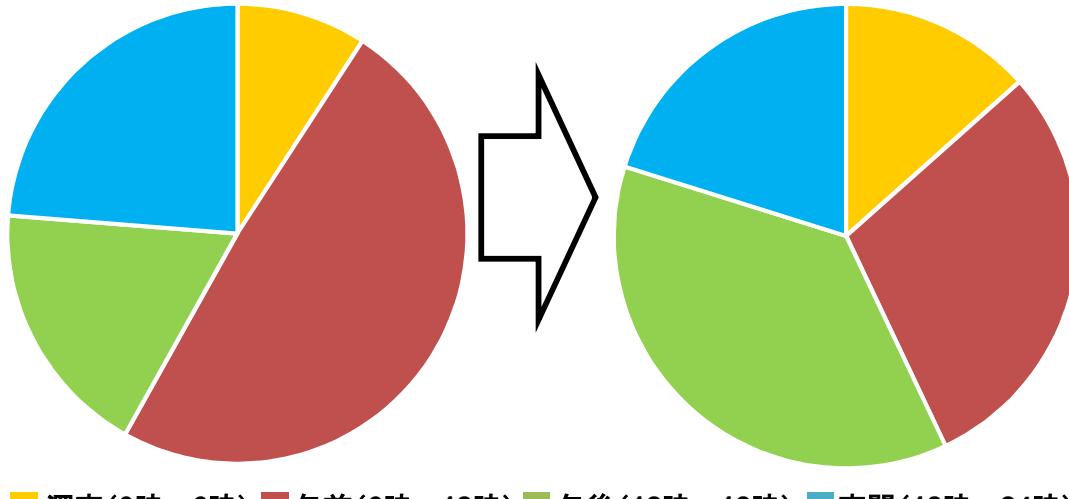
計画概要

1日の納品時間帯の平準化

午前への偏りを平準化し納品時間帯を分散⇒トラック稼働率増

現状

計画



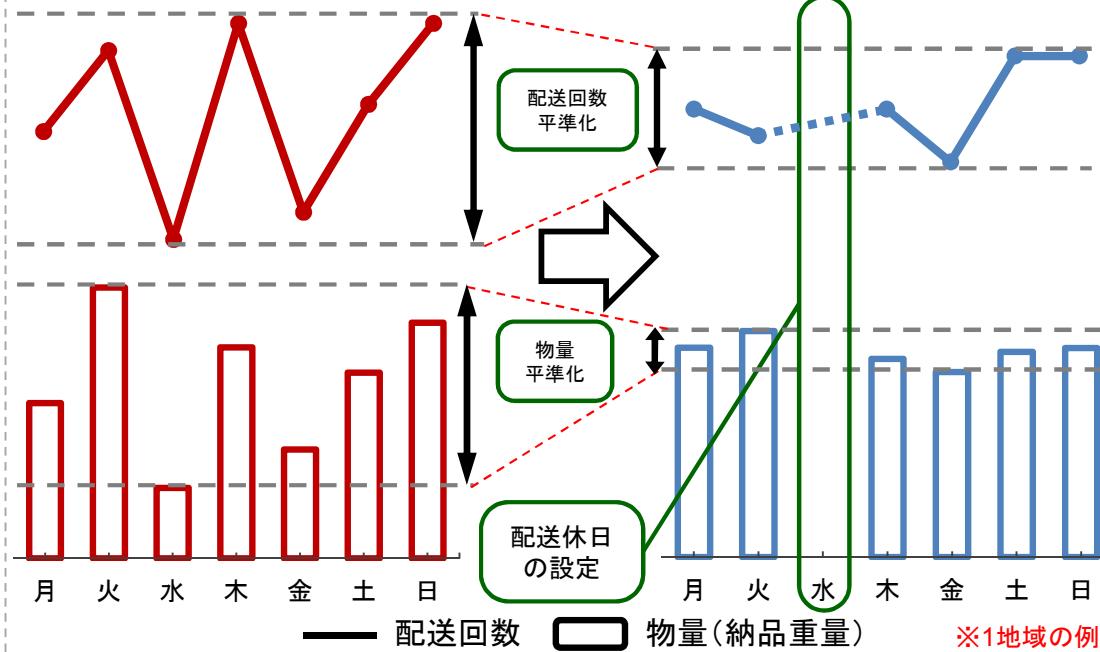
※ 全店舗の平均

週における物量・配送回数の平準化

重量物を平日へ&配送休日の設定⇒平準化&働き方改革

現状

計画



※1地域の例

特徴

- 納品時間帯の分散等による物流作業工数の平準化
- 配送休日の設定による倉庫作業者ならびにトラックドライバーの労働環境の向上および物量の平準化
- 納品方法の変更による荷降ろし作業・時間の低減

効果

- CO₂排出削減量 約126t-CO₂/年
- ドライバー運転時間省力化 約25,000時間/年
- 配送休日の設定等による労働環境の向上

※ 数値は切り上げ・切り捨てにより端数処理

トラック運転者への時間外労働の上限規制等の導入

長時間労働を是正するとともに、労働条件の改善により、将来の担い手を確保するため、今後、トラック運転者にも、「時間外労働の上限規制」等が適用される予定であり、上限規制に違反した場合、トラック事業者に罰則が科されます。これらの動向に対応できるよう、「運び方」についても改革を進めていく必要があります。

【トラック運転者の労働条件に関する主な規制の施行予定】

2019年4月	有給休暇の時季指定(一定条件を満たす労働者に毎年5日の年次有給休暇を取得させることを義務付け)
2023年4月	中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ(50%以上)
2024年4月	トラック運転者への時間外労働の上限規制の適用(年960時間以内)

(参考)働き方関連法案(改善基準告示の見直し)に対する国会の附帯決議(抜粋)

衆議院	▶自動車運転業務については長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後五年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること
参議院	▶時間外労働時間の上限規制が五年間適用猶予となる自動車運転業務等については、その期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を、関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ推し進めること。 ▶自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。

「ホワイト物流」推進運動と「働き方改革」

「ホワイト物流」推進運動は、「自動車運送事業の働き方改革に関する政府行動計画」の重点施策です。

- ◆ トラック運転者の長時間労働が深刻なトラック運転者不足の一因となっていることを踏まえ、その改善に向けての環境を整備するため、関係省庁の横断的な検討の場が設けられることとなりました。
- ◆ これに基づき、2017年6月に内閣官房副長官を議長とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、2018年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」が決定されました。
- ◆ 「ホワイト物流」推進運動は、この政府行動計画の重点施策として位置付けられており、有識者、経済団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議と関係省庁が連携し、推進しています。

「ホワイト物流」推進会議

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
運輸労連
交通労連

企業等の皆様にお願いしたいこと

以下の「**自主行動宣言**」の**必須項目**に合意し、
賛同表明をお願いします。

<取組方針>

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

<法令遵守への配慮>

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

<契約内容の明確化・遵守>

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

「ホワイト物流」推進運動の参加の流れ

- ① 「ホワイト物流」推進運動の趣旨と、「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

※賛同企業名は公表いたします。

- ② これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、次の推奨項目を参考に、検討をお願いします。

※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するか否かは任意で、隨時変更可能です。

- ③ 「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトから様式をダウンロードの上、自主行動宣言を作成し、電子メールで事務局に提出して下さい。

自主行動宣言様式

- ◆ 自主行動宣言の様式や推奨項目リストは「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトでご覧になります。
- ◆ まずは、取り組みやすい項目からでも結構ですので、是非ご検討をお願いします。

「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
			○○都	製造業	

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します

(取組方針)
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、.....

(法令遵守への配慮)
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、.....

(契約内容の明確化・遵守)
・運送及び荷役・検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、.....

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1			
2			
3	推奨項目に付す分類番号を記入します	推奨項目リストにある取組項目を記入します	推奨項目リストからの選定事項について、取り組もうとする具体的な内容を記載します。
:			

PR欄

希望される企業等は、この欄で自社PRが可能です。

全社公表

必須項目

推奨項目

公表は任意

賛同企業情報

賛同宣言

「ホワイト物流」推進運動への参加による期待効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で
以下のような効果が期待できます！

- ◆ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる
生産性の向上
- ◆ 物流の効率化による**二酸化炭素排出量の削減**
- ◆ 事業活動に必要な**物流を安定的に確保**
- ◆ **企業の社会的責任**の遂行

国民の皆様への呼び掛け

- ◆ 国民の皆様にも、「ホワイト物流」推進運動の趣旨へのご理解や「宅配便の再配達の削減」、「引越し時期の分散」などへのご協力の呼び掛けを行っていく予定です。

【国民への呼び掛け事項の例】

宅配便	<ul style="list-style-type: none">◆商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。<ul style="list-style-type: none">➤できるだけ1回で受け取りましょう。➤このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。➤送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。➤通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。➤サービス内容の見直し(例.日曜日の集荷・配達の取りやめ等)へのご理解・ご協力をお願いします。
引越し	<ul style="list-style-type: none">◆混雑時期を避けましょう。◆早めに依頼しましょう <p>「分散引越しにご協力をお願いします」チラシ</p> <p>(出典)全日本トラック協会HP</p> 



スケジュール

2019年

3月下旬頃 ポータルサイト開設・賛同企業等の募集開始

上場会社(全社)と各都道府県の主要企業

(各50社程度)に運動への参加要請文書を送付

4月下旬～5月頃 地方説明会(関係団体、企業等向け)

10月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第1回)(9月末締切)

※各企業等は、自主行動宣言を事務局に提出の上、自社のHP等で隨時公表可。

2020年

1月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第2回)(12月末締切)

※以後、隨時公表

(参考)参加要請文書を直接送付する主要企業

区分	対象業種
証券取引所への上場会社 (約3400社)	全業種
47都道府県の売上高上位会社 (各50社程度)	<u>第一次産業(全て)</u> 農業・林業、漁業 <u>第二次産業(全て)</u> 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業 <u>第三次産業(一部)</u> 運輸業・郵便業のうち 「道路貨物運送業」・「倉庫業」、 卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業

(全社公表)

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職 <small>代表者の役職・氏名を記載</small>	氏名	所在地	主たる事業 <small>選択肢から一つ選択</small>	ホームページ
ホワイト食品工業(株)	代表取締役社長	白井 伸	東京都	製造業	http:*****.html

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2019年7月1日

(取組方針)

- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

- ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

(以下はそれぞれ任意で公表)

No.	分類番号 <small>「推薦項目リスト」に記載の分類番号を記入して下さい。集計に使用しますが、公表の際には分類番号は表示しません。</small>	取組項目 <small>「推薦項目リスト」に記載の取組項目を記入して下さい。</small>	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	② 予約受付システムの導入	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
3	A	③ パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
4	A	⑯ 納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じます。
5	E	① 宅配便の再配達の削減への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅に宅配ボックスを設置します。
6	E	② 引越し時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越し時期を分散させます。
PR欄 <small>公表したい場合のみ記載(5行以内)</small>		・パンや和菓子などを製造して80年。地域の皆様に愛される企業を目指して頑張っています。 ・ホームページで通信販売も行っています。是非、ご覧下さい。 ・包装の簡素化や食品ロスの削減に取り組んでいます。詳しくは http:*****.html をご参照下さい。 ・物流事業者の方からの提案をお待ちしています。担当部署:〇〇部〇〇課	

「ホワイト物流」推進運動 推奨項目リスト

※各企業・組合等において、自主行動宣言の内容を検討して頂く際に参考にして頂くための推奨項目リストです。
 ※物流の実態は各企業・組合等毎に異なりますので、関係すると考えられる項目について、まずは、取り組みやすい項目からでも結構ですので、是非ご検討をお願いします。
 また、このリストに記載されていない任意の取組についても、自主行動宣言の対象に加えて頂くことができます。

※自主行動宣言の内容の変更は随時可能です。変更した場合は、運動のポータルサイトを通じ、事務局までお知らせ下さい。

分類番号	取組項目	取組内容
A. 運送内容の見直し (※)厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」参照		
A ①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A ②	予約受付システムの導入(※)	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
A ③	パレット等の活用(※)	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
A ④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供(※)	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
A ⑤	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離(※)	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
A ⑥	集荷先や配送先の集約(※)	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
A ⑦	運転以外の作業部分の分離(※)	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
A ⑧	出荷に合わせた生産・荷造り等(※)	・出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷待ち時間を短縮します。
A ⑨	荷主側の施設面の改善(※)	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮します。
A ⑩	リードタイムの延長(※)	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定期刻を厳守します。 ・着荷主として幅を持たせた到着時刻を認めることなどにより十分なリードタイムを確保します。
A ⑪	高速道路の利用(※)	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があつた場合は、真摯に協議に応じます。
A ⑫	混雑時を避けた配送(※)	・道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させます。
A ⑬	発注量の平準化(※)	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの繁閑差を平準化します。
A ⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト(※)	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
A ⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A ⑯	検品水準の適正化	・取引先から検品方法(例:検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等)や返品条件(例、「輸送用の外装段ボールに汚れ、擦り傷があつても、販売する商品に影響がなければ返品しない」等)の検品水準の適正化に関する提案があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A ⑰	物流システムや資機材の標準化	・取引先や物流事業者から、データ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があつた場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
B. 運送契約の方法		
B ①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
B ②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
B ③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があつた場合には、真摯に協議に応じます。
B ④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
C. 運送契約の相手方の選定		
C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 <small>【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP) http://www.mlit.go.jp/jidoshia/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi</small>
C ②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。 <small>【参考1】自動車運送事業者のホワイト経営の「見える化」 平成31年度中の認証制度の創設を目標に国土交通省の検討会で検討中 【参考2】安全性優良事業所(Gマーク事業所)都道府県別一覧表(全日本トラック協会HP) http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html</small>
D. 安全の確保		
D ①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
E. その他		
E ①	宅配便の再配達の削減への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。
E ②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越時期を分散させます。
E ③	物流を考慮した建築物の設計・運用	・自社が新規に建築する商業施設やオフィスビルについては、国土交通省「物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～」を参考にして設計・運用します。
F. 独自の取組		
F ①	独自の取組	(例) ・「トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化」につながる独自の取組 ・「女性や60代の運転者を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現」につながる独自の取組 <small>※独自の取組が複数ある場合は、E②、③、④…と番号を追加して下さい。 ※項目名は、取組の内容に応じて適宜記載して下さい。</small>